

「失火責任法」、ご存じですか!?



隣家の失火（過失）による火災が延焼し、ご自宅が被害にあってしまったとき、失火責任法（失火の責任に関する法律）では、**「原則として、失火者に対して損害賠償責任は問えない。ただし、失火者に重大な過失がある場合は除く。」**とされています。

この失火責任法は、明治32年に制定されたもので、我が国では木造住宅が隣接して建築されており、類焼による損害が多くなる場合が多いことから失火者を保護する目的で制定されたといわれています。

「重大な過失」による火災とは?

わずかの注意さえしていれば、火災が発生することが予測できた場合であるのに、著しく注意力を欠いたことにより火災に至った場合をいいます。

※右の例は、過去の判例に基づく一例であり、事例ごとに状況が異なるため、類似した火災が全て「重大な過失がある」と認定されるわけではありません。

●石油ストーブの火をつけたまま、カートリッジタンクに給油した上、タンクの蓋をきちんと閉めずに収納しようとして石油が漏れ、ストーブの火が着火して出火した事例



●寝たばこの危険性を十分認識しながら、何の対応策も講じず、漫然と喫煙を続け、眠ってしまい出火した事例



●台所のガスコンロにてんぷら油の入った鍋をかけたまま台所を離れたため、てんぷら油が過熱され、出火した事例



火災による被害を軽減するために

大切な生命・身体・財産を火災から守るためには、日ごろから火災予防を徹底することが最も重要ですが、万が一火災になったときを想定し準備しておくことも大切です。

●住宅用火災警報器の設置・点検・交換



●避難経路の確認



●消火器の設置・消火訓練の実施



●火災保険への加入

